

## 雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要（両立支援等助成金及びキャリアアップ助成金の見直し関係）

### 1. 両立支援等助成金

#### (1) 出生時両立支援コース助成金の見直し

- ・ 育児休業を取得した男性労働者について、当該労働者の育児休業の開始前に、個別面談等の育児休業の取得に資する個別的な取組を行った事業主に対し、現行の助成金に加え、次のとおり助成金を支給する。

	中小企業	中小企業以外
① 1人目の育休取得	10万円<12万円>	5万円<6万円>
② 2人目以降の育休取得	5万円<6万円>	2.5万円<3万円>

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

#### 【現行制度の概要】

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業等を取得した男性労働者が生じた事業主に次のとおり助成金を支給する

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
① 1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
② 2人目以降の育休取得	5日以上14日未満 14.25万円<18万円>	14日以上1ヶ月未満 14.25万円<18万円>
	14日以上1ヶ月未満 23.75万円<30万円>	1ヶ月以上2ヶ月未満 23.75万円<30万円>
	1ヶ月以上 33.25万円<42万円>	2ヶ月以上 33.25万円<42万円>
③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

※ ①は当該事業主の下で初めて生じた育児休業取得者。

①と②を合わせて1事業主当たり1年度につき10人まで支給。

③は1事業主1回限り。

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

【改正後の内容】

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業等を取得した男性労働者が生じた事業主に次のとおり助成金を支給する。

		中小企業事業主	中小企業事業主以外
①	1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
	個別支援加算	10万円<12万円>	5万円<6万円>
②	2人目以降の育休取得	5日以上14日未満 14.25万円<18万円>	14日以上1ヶ月未満 14.25万円<18万円>
		14日以上1ヶ月未満 23.75万円<30万円>	1ヶ月以上2ヶ月未満 23.75万円<30万円>
		1ヶ月以上 33.25万円<42万円>	2ヶ月以上 33.25万円<42万円>
	個別支援加算	5万円<6万円>	2.5万円<3万円>
③	育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

※ ①は当該事業主の下で初めて生じた育児休業取得者。

①と②を合わせて1事業主当たり1年度につき10人まで支給。

③は1事業主1回限り。

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

※ 「個別支援加算」は、育児休業を取得した男性労働者について、当該労働者の育児休業の開始前に、個別面談等の育児休業の取得に資する個別的な取組を行った事業主に対して助成。

(2) 介護離職防止支援コース助成金の見直し

- ・ 労働者が介護休業を取得し復帰した中小企業事業主に対する助成金の支給要件について、休業期間を「14日以上」から「5日以上」に緩和する。
- ・ 労働者が就業と介護との両立に資する制度を利用した中小企業事業主に対する助成金の支給要件について、利用期間を「42日以上」から「20日以上」に緩和する。

【現行制度の概要】

	介護休業制度	その他の両立支援制度
対象事業主	労働者が合算して14日以上介護休業を取得し復帰した中小企業事業主	労働者が合算して42日以上制度を利用した中小企業事業主
一人当たり支給額	取得時：28.5万円<36万円> 復帰時：28.5万円<36万円>	28.5万円<36万円>

※ 1 中小企業事業主当たり1年度5人まで

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

【改正後の内容】

	介護休業制度	その他の両立支援制度
対象事業主	労働者が合算して5日以上介護休業を取得し復帰した中小企業事業主	労働者が合算して20日以上制度を利用した中小企業事業主
一人当たり支給額	取得時：28.5万円<36万円> 復帰時：28.5万円<36万円>	28.5万円<36万円>

※ 1 中小企業事業主当たり1年度5人まで

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

(3) 育児休業等支援コース助成金の見直し

- ・ 小学校就学前の子について時間単位での利用が可能な有給の子の看護休暇制度を導入し、労働者が取得した実績のある中小企業事業主に対する助成金の支給要件について、取得時間数を「20時間以上」から「10時間以上」に緩和する。

【現行制度の概要】

法律を上回る子の看護休暇制度を就業規則等に規定し、労働者が1か月以上の育児休業（産後休業を取得した場合は当該休業期間を含む。）から復帰した後6ヶ月以内に、それぞれ一定以上の利用実績（20時間）がある中小企業事業主に助成する。

	法律を上回る子の看護休暇制度
対象事業主	法律を上回る子の看護休暇制度を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に20時間以上利用した中小企業事業主
支給額	制度導入時：28.5万円<36万円> 制度利用時：1,000円<1,200円>×利用時間数

- ※ 制度導入時は1回限り、制度利用時は最初の支給申請日から3年以内に5人まで。
- ※ 1企業当たり200時間<240時間>が上限。
- ※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

【改正後の内容】

法律を上回る子の看護休暇制度を就業規則等に規定し、労働者が1か月以上の育児休業（産後休業を取得した場合は当該休業期間を含む。）から復帰した後6ヶ月以内に、それぞれ一定以上の利用実績（10時間）がある中小企業事業主に助成する。

	法律を上回る子の看護休暇制度
対象事業主	法律を上回る子の看護休暇制度を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に10時間以上利用した中小企業事業主
支給額	制度導入時：28.5万円<36万円> 制度利用時：1,000円<1,200円>×利用時間数

- ※ 制度導入時は1回限り、制度利用時は最初の支給申請日から3年以内に5人まで。
- ※ 1企業当たり200時間<240時間>が上限。
- ※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

(4) 女性活躍加速化コース助成金の見直し

- ・ 取組目標達成時の助成を廃止する。
- ・ 数値目標達成時の助成額を変更する。
- ・ 女性管理職比率達成時の加算を廃止する。

	中小企業
数値目標の達成時	47.5万円<60万円>

※1 「中小企業事業主」とは常時雇用する労働者が300人以下の事業主をいう。

※2 < >は生産性要件を満たした場合の金額

【現行制度の概要】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容（「取組目標」）等を盛り込んだ行動計画の策定、公表及び届出を行い、行動計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び「数値目標」を達成した事業主に対して次のとおり助成する。

	中小企業
①取組目標の達成時	38万円<48万円>
②数値目標の達成時	28.5万円<36万円>
女性管理職比率の基準値を達成した場合	47.5万円<60万円>

※1 「中小企業事業主」とは常時雇用する労働者が300人以下の事業主をいう。

※2 < >は生産性要件を満たした場合の金額

## 2. キャリアアップ助成金

### (1) 賃金規定等改定コース助成金の見直し

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、賃金を一定の割合以上で増額した場合の助成について、中小企業において5%以上増額した場合の加算措置を設ける。

#### 【現行制度の概要】

(ア) 全ての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合  
対象労働者数が

1人～3人：9.5万円〈12万円〉(7.125万円〈9万円〉)

4人～6人：19万円〈24万円〉(14.25万円〈18万円〉)

7人～10人：28.5万円〈36万円〉(19万円〈24万円〉)

11人～100人：2.85万円〈3.6万円〉(1.9万円〈2.4万円〉)×人数

(イ) 一部(雇用形態別、職種別等)の有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合  
対象労働者数が

1人～3人：4.75万円〈6万円〉(3.325万円〈4.2万円〉)

4人～6人：9.5万円〈12万円〉(7.125万円〈9万円〉)

7人～10人：14.25万円〈18万円〉(9.5万円〈12万円〉)

11人～100人：1.425万円〈1.8万円〉(0.95万円〈1.2万円〉)×人数

※ 中小企業において3%以上増額した場合、1人当たり以下の額を加算

・ 全ての有期契約労働者等の賃金規定等改定：1.425万円〈1.8万円〉

・ 一部の有期契約労働者等の賃金規定等改定：0.76万円〈0.96万円〉

※ ( ) は中小企業事業主以外の金額

※ < > は生産性要件を満たした場合の金額

#### 【改正後の内容】

中小企業において5%以上増額した場合の加算措置を追加し、1人当たり以下の額を上記(ア)又は(イ)の額に加算

・ 全ての有期契約労働者等の賃金規定等改定：2.375万円〈3万円〉

・ 一部の有期契約労働者等の賃金規定等改定：1.235万円〈1.56万円〉

(2) 選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金の見直し

- ① 選択的適用拡大の導入に向けて、事業主が、有期契約労働者等の処遇改善を図る措置（保険加入と働き方の見直しを進めるための取組）を行う場合に助成することとする。
- ② ①の措置を実施した事業主が、労働者の体系的な処遇の改善その他の雇用管理の改善の措置並びに能力の開発及び向上を図るための措置を実施した場合の加算措置を設ける。
- ③ 以下の【現行制度の概要】に示す助成措置について、①の措置を実施した事業主が新たに社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合の加算措置とする。また、2%以上の賃金の引上げを実施した場合の加算を行う措置を追加する。

**【現行制度の概要】**

選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合に次のとおり助成する。支給上限人数は、1事業所当たり45人。

《支給額》

3%以上5%未満：1人当たり2.9万円<3.6万円>（2.2万円<2.7万円>）

5%以上7%未満：1人当たり4.7万円<6万円>（3.6万円<4.5万円>）

7%以上10%未満：1人当たり6.6万円<8.3万円>（5万円<6.3万円>）

10%以上14%未満：1人当たり9.4万円<11.9万円>（7.1万円<8.9万円>）

14%以上：1人当たり13.2万円<16.6万円>（9.9万円<12.5万円>）

※（ ）は中小企業事業主以外の金額

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

※ 選択的適用拡大について

現行、500人以下の企業で働く短時間労働者（週労働時間30時間未満の者）については、社会保険（厚生年金保険・健康保険）の加入義務の対象外となっている。

しかし、500人以下の企業で働き以下の要件を全て満たす短時間労働者については、当該者が社会保険に加入することについて、労使合意がなされれば、社会保険に加入することができることとなっている。

①週労働時間20時間以上

②月額賃金8.8万円以上

③勤務期間1年以上見込み

④学生でないこと

【改正後の内容】

選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険の制度概要等の説明（外部専門家の活用）や短時間労働者の意向の把握など、社会保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施した場合に次のとおり助成する。

《支給額》

1 事業所当たり 19 万円<24 万円>（14.25 万円<18 万円>）

※ 労働者の体系的な処遇の改善その他の雇用管理の改善の措置並びに能力の開発及び向上を図るための措置を実施した場合、1 事業所当たり 10 万円（7.5 万円）を加算。

※ 新たに社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合、以下の額を加算。

2%以上3%未満：1 人当たり 1.9 万円<2.4 万円>（1.4 万円<1.8 万円>）

3%以上5%未満：1 人当たり 2.9 万円<3.6 万円>（2.2 万円<2.7 万円>）

5%以上7%未満：1 人当たり 4.7 万円<6 万円>（3.6 万円<4.5 万円>）

7%以上10%未満：1 人当たり 6.6 万円<8.3 万円>（5 万円<6.3 万円>）

10%以上14%未満：1 人当たり 9.4 万円<11.9 万円>（7.1 万円<8.9 万円>）

14%以上：1 人当たり 13.2 万円<16.6 万円>（9.9 万円<12.5 万円>）

\* （ ）は中小企業事業主以外の金額

\* < >は生産性要件を満たした場合の金額



(3) 短時間労働者労働時間延長コース助成金の見直し

1時間以上5時間未満延長での助成において、「賃金規定等改定コース助成金」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金」と併せて実施する要件について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に変更する。

**【現行制度の概要】**

有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合に次のとおり助成する。支給上限人数は、1事業所当たり45人。

《支給額》

1人当たり 16.9万円<21.3万円> (22.5万円<28.4万円>)

※ 「賃金規定等改定コース助成金」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成

1時間以上2時間未満：1人当たり 4.5万円<5.7万円> (3.4万円<4.3万円>)

2時間以上3時間未満：1人当たり 9万円<11.4万円> (6.8万円<8.6万円>)

3時間以上4時間未満：1人当たり 13.5万円<17万円> (10.1万円<12.8万円>)

4時間以上5時間未満：1人当たり 18万円<22.7万円> (13.5万円<17万円>)

※ ( ) は中小企業事業主以外の金額

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

**【改正後の内容】**

有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合に次のとおり助成する。支給上限人数は、1事業所当たり45人。

《支給額》

1人当たり 16.9万円<21.3万円> (22.5万円<28.4万円>)

※ 労働者の手取りが減少しないように、賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた場合、1時間以上5時間未満延長でも助成

1時間以上2時間未満：1人当たり 4.5万円<5.7万円> (3.4万円<4.3万円>)

2時間以上3時間未満：1人当たり 9万円<11.4万円> (6.8万円<8.6万円>)

3時間以上4時間未満：1人当たり 13.5万円<17万円> (10.1万円<12.8万円>)

4時間以上5時間未満：1人当たり 18万円<22.7万円> (13.5万円<17万円>)

※ ( ) は中小企業事業主以外の金額

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

(4) キャリアアップ助成金の暫定措置の延長

選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金及び短時間労働者労働時間延長コース助成金の暫定措置について、令和3年3月31日までとする。